



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕

○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令
(内閣府二九)

府

令

○内閣府令第二十九号
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十条の三の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十一年五月二十八日
内閣総理大臣 麻生 太郎

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年總理府令第十六号)の一部を次のように改正する。
第十一条の五の二中「第二項若しくは第二項」を「第二項」に改め、「及び」の下に「別記様式第十二号の三の四の」を加える。
この場合において、当該仮領置に係る銃砲若しくは刀剣類又はけん銃部品が法第十三条の第三項又は第三項の規定により保管されたものであるときは、第十六条の二の三に規定する保管書の交付を受けた者に対し、当該保管書の返還を求めるものとする。

第十一条の五の三第一項中「第二項」を「第二項」に改める。
第十一条の五の四中「第二項」を「第二項」に改め、「及び」の下に「別記様式第十二号の三の四の」を加える。
第十一条の五の五中「第二項」を「第二項」に改め、「及び」の下に「別記様式第十二号の三の四の」を加える。

第十六条の二の次に次の三項を加える。
(照会書)
第十六条の二の二 都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第十四号の二の銃砲刀剣類関係事項照会書を用いるものとする。

(保管書)
第十六条の二の三 法第十三条の三第一項又は第三項の規定による保管は、別記様式第十四号の二の三の保管書を交付して行うものとする。

第十六条の二の四 法第十三条の三第二項又は第四項の規定による返還は、保管書及び別記様式第十二号の三の四の受領書と引換えに行うものとする。

第十九条中「及び」の下に「別記様式第十二号の三の四の」を加える。
別記様式第十二号の三の二中「(イ)及び(ロ)」の次に「(ハ)及び(ニ)」を加え、「第11条の2第1項及び第2項」を「第11条の2第1項から第3項まで」に改める。

別記様式第十二号の三の二中「(イ)及び(ロ)」の次に「(ハ)及び(ニ)」を加え、「第11条の2第1項及び第2項」を「第11条の2第1項から第3項まで」に改める。

別記様式第十二号の三の二中「(イ)及び(ロ)」の次に「(ハ)及び(ニ)」を加え、「第11条の2第1項及び第2項」を「第11条の2第1項から第3項まで」に改める。

別記様式第十二号の三の次に次の二様式を加える。
第12号の3の4 (第11条の5の4、第16条の2の4、第19条関係)

受 領 書

<p>物件の種類及び特徴</p>	<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>公安委員会</p> <p>〔法第24条の2第2項の規定により一時保管されている物件又は法第25条第1項の規定により仮留置されていた物件の受領の場合にあつては、警察署長〕 殿</p> <p>住所 氏名</p> <p>電話番号その他の連絡先</p>
<p>備考</p>	<p>備考 1 受領者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p>

別記様式第十四号の二の次に次の二様式を加える。
第14号の2の2 (第16条の2の2関係)

<p>銃砲刀剣類関係事項照会書</p> <p>年 月 日</p> <p>公安委員会 印</p> <p>銃砲又は刀剣類の所持の許可に係る購者のため必要があるので、下記事項につき至急回答願 いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の2によつて照会します。</p> <p>記</p> <p>照 会 事 項</p>	<p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p>【取扱所属の所在地】 〒 ()</p> <p>【担当者氏名】 (電話)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

第14号の2の3 (第16条の2の3関係)

第 号		保 管 書 控	
提出者	本籍	住所	
氏名	職業	氏名	
生年月日	生年月日	生年月日	
保管物件の種類及び特徴			
適用法条			
保管物件の種類及び特徴			
執行年月日			
執行者の所属、階級及び氏名			
処 理 結 果			
第 号		保 管 書	
提出者	本籍	住所	
氏名	職業	氏名	
生年月日	生年月日	生年月日	
保管物件の種類及び特徴			
適用法条			
保管物件の種類及び特徴			
執行年月日			
執行者の所属、階級及び氏名			
処 理 結 果			
第 号		保 管 書	
提出者	本籍	住所	
氏名	職業	氏名	
生年月日	生年月日	生年月日	
保管物件の種類及び特徴			
適用法条			
保管物件の種類及び特徴			
執行年月日			
執行者の所属、階級及び氏名			
処 理 結 果			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

この規令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成二十年法律第八十六号)附則第一條第二号の二に定める施行期日の日(平成二十一年六月一日)から施行する。

公安委員会 印

㊟